

業務の運営に関する規程

株式会社 伊達観光物産公社

第1 求人

- 1 弊社は、日本国内の全職種に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合、一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。
- 2 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の労働条件をあらかじめウェブフォーム、書面の交付、ファクシミリの利用又はメール等の電子的手段により明示してください。

第2 求職

- 1 弊社は、日本国内の全職種に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。

第3 求人／求職の受け付け

- 1 求人／求職はウェブフォームよりお申込みください。求人／求職の受け付けに必要な情報が揃ったことが弊社で確認でき次第、受け付けを完了した旨を連絡します。ウェブフォームを通じた情報の送信だけでは求人／求職の受け付けとなりませんので、予めご了承ください。
- 2 求人の受け付け（受理）の前に、求人者が求人申込みの時点において、職業安定法に規定する求人不受理の対象に該当しない旨を確認して書面または電子的手段で自己申告していただきます。

第4 紹介

- 1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるように対応します。
- 2 求人の方には、その御希望に適合する求職者を紹介できるように対応します。
- 3 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面・電子メール等の使用により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メール等の使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。

- 4 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
- 5 弊社は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を致しません。
- 6 就職が決定しましたら求人された方から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

第5 その他

- 1 弊社は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 弊社が行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から弊社に対して、その報告をしてください。

また、弊社の職業紹介により期間の定めない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から弊社に対して報告してください。

- 3 弊社は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 弊社が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本所が当該情報が正確、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
- 5 弊社は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
- 6 弊社の取扱職種の範囲等は、日本国内の全職種です。
- 7 弊社の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。弊社の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は弊社担当に詳しくおたずねください。

令和 5年 7月 5日

株式会社伊達観光物産公社
代表取締役 鎌 田 衛